

1. 修正の方針

(1) 奈良県独自の修正等

- ①奈良県緊急防災大綱（平成31年4月）
- ②他自治体の被災経験に基づく課題や教訓等
⇒ 平成30年7月豪雨や大阪府北部地震の教訓を踏まえ、奈良県内で同様の災害が発生しても犠牲者を出さないよう対策に取り組むとともに、被災府県の課題や教訓等を活かし、今後発生しうる災害に備える

(2) 国の各種計画の見直しを受けた修正等

- ①防災基本計画（令和元年5月、平成30年6月）
- ②南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月）
⇒ 近年発生した災害の教訓や関係法令の改正等を踏まえ見直された国の各種計画を受けて、その修正内容を奈良県の計画にも取り入れる

2. 修正に係るスケジュール

- 令和元年7月 奈良県地域防災計画検討委員会（第1回）
- 8月 奈良県地域防災計画検討委員会（第2回）
- 11月 奈良県防災会議幹事会
- 12月 パブリックコメント実施（～令和2年1月）
- 令和2年2月 奈良県防災会議
- 3月 奈良県地域防災計画の修正完了

3. 修正の観点

(1) 避難行動・避難生活	・「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動の周知 ・避難所での良好な生活環境等の確保
(2) 情報発信・リスクコミュニケーション	・受け手への伝わりやすさを重視した情報発信の実現 ・地域の災害リスクの周知を徹底し、「地域の防災力」の向上を図る
(3) 要配慮者	・関係機関の連携による要配慮者への的確・迅速な対応の実現
(4) 救急救命・医療	・大規模災害に備えた広域医療連携体制の構築 ・災害関連死を防ぐ被災者ケアの支援強化
(5) 防災拠点	・大規模災害発生時に救助・救援の拠点となる防災拠点の充実
(6) ハード対策	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策を推進
(7) 住宅・建築物の耐震化	・地震発生時の住宅・建築物の被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを実現
(8) 南海トラフ	・南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組の着実な実施

4. 水害・土砂災害等編、地震編に共通の修正内容

(1) 住民の正しい避難行動を促進

- 正しい避難行動の周知
市町村は、「避難」は必ずしも指定緊急避難場所や指定避難所へ行くことを指すものではなく、近隣のより安全な建物等への緊急的な避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを、平時から周知するよう努める。
（水土・地震 第2章第1節 避難行動計画 修正案より）
- 住民主体の避難行動の実現
住民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分だけは大丈夫といった思い込みや、正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
（水土・地震 第3章第11節 広報計画 修正案より）
- 5段階の警戒レベルでの防災情報の提供
市町村は、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
（水土・地震 第3章第1節 避難行動計画 修正案より）

(2) 被災者の健康維持ができる環境づくり

- 避難所における設備の充実
市町村は、換気や空調、照明の設備や、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備、物資の備蓄等の整備に努める。
（水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より）
- 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保等
市町村は、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。
県及び市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、プライバシーの確保、盗難や性犯罪等の犯罪抑止対策に努める。
（水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より）

○在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、保健師等の派遣されたチーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。（水土 第3章第19節、地震 第3章第24節 保健医療活動計画 修正案より）

○奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の整備

県は、令和元年11月1日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）を整備。奈良DWATは、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行う。
（水土・地震 第2章第4節 要配慮者の安全確保計画 修正案より）

奈良県地域防災計画の概要

4. 水害・土砂災害等編、地震編に共通の修正内容

(3) 防災拠点をはじめとする防災体制の整備

○防災拠点に求められる機能に対応する現状施設の位置づけ

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

(水土 第2章第17節、地震 第2章第22節 防災体制の整備計画 修正案より)

○広域防災体制の確立、大規模広域防災拠点の整備

県は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。

併せて陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。

(水土 第2章第17節、地震 第2章第22節 防災体制の整備計画 修正案より)

5. 水害・土砂災害等編の修正内容

(1) 水害の危険性等に関する情報への理解促進

○住民への周知及び啓発

自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題を解決するため、県及び市町村は、地域の危険性について住民に周知する。その際、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるよう留意する。

(水土 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

(2) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策の推進

○内水による床上・床下浸水被害の解消

県と市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。

(水土 第2章第29節 総合的な水害防止対策 修正案より)

○計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

県は、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な箇所で対策を推進するため『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、計画的・重点的に対策を実施する。

(水土 第2章第33節 総合的な土砂災害防止対策 修正案より)

6. 地震編の修正内容

(1) 南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組

○臨時情報の発表に対する警戒等措置

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

①日頃からの地震の備えの再確認

②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
(地震 第5章に節を新設 第2節 南海トラフ地震臨時情報(案)より)

○必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

(地震 第5章に節を新設 第2節 南海トラフ地震臨時情報(案)より)

○常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

各消防(局)本部は、南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防(局)本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

(地震 第5章第6節 地域防災力の向上に関する計画 修正案より)

(2) 帰宅困難者対策の強化 ※一部両編に共通の内容あり

○企業や住民に対する周知及び啓発

県及び市町村は、関西広域連合や隣接自治体等と連携して、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底を図る。

県及び市町村は、企業等に対して、従業員の安否確認手段の確保や発災時間別の従業員の対応への働きかけを行う。

(水土・地震 第2章第3節 帰宅困難者対策計画)

○観光客等に対する支援

県は、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、Wi-Fi等の通信環境の整備に対する支援を行うとともに、観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

(水土・地震 第2章第3節 帰宅困難者対策計画)

○学校等における幼児・児童・生徒のための支援

学校等は、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。

(地震 第5章第15節 物資等の確保 修正案より)

(3) 地震発生時の住宅・建築物の被害軽減等

○液状化対策

県及び市町村は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

(地震 第5章第7節 広域かつ甚大な被害への備え 修正案より)

○ブロック塀・石塀等対策

県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。

(地震 第2節第13節 建築物等災害予防計画 修正案より)